

地域一括発注による橋梁点検・診断業務委託における共同設計方式実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人山形県建設技術センター（以下「センター」という。）が発注する地域一括発注による橋梁点検・診断業務委託において採用する「共同設計方式」（地域の特性等に精通する地域の企業（以下「地域精通企業」という。）と専門的な技術を有する企業（以下「専門領域企業」という。）が、一つの組織体（以下「設計共同体」という。）を形成し、各々の優れた技術力を結集し、双方が対等の立場で共同して業務を履行する方式）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設計共同体の構成)

第2条 設計共同体は、地域精通企業4者以内及び専門領域企業1者で構成するものとする。

(構成員の要件)

第3条 設計共同体を構成する者（以下「構成員」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年県規則第9号）第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿（設計・測量・調査・コンサルタント用）（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) その他必要に応じて、指名業者選定等審査会で定める要件

(代表者の要件)

第4条 代表者たる構成員（以下「代表者」という。）は、構成員間において、業務遂行能力及び出資比率等にかかわらず決定するものとする。

(設計共同体協定書)

第5条 構成員は、様式第2号による設計共同体協定書（以下「協定書」という。）を締結するものとする。

(構成員の業務額の割合)

第6条 業務委託料に対するそれぞれの構成員の業務額の割合は、技術者を適正に配置し得る業務規模を確保するため、各々1割以上とする。

- 2 代表者は、構成員毎の業務額の割合を当該契約締結時にセンターに提出するものとする。
- 3 センターは、前項の業務額の割合が各々1割以上を満たしていない場合は、落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

(運営委員会)

第7条 設計共同体は、構成員全員をもって組織する運営委員会を設け、設計共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務を履行するものとする。

(構成員の技術的要件)

第8条 構成員は、それぞれ管理技術者を配置するものとする。

- 2 構成員のうち1者は、照査技術者を配置するものとする。
- 3 照査技術者は、当該業務のいずれの技術者とも兼務できないものとする。

(存続期間)

第9条 設計共同体の存続期間は、原則として、当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとする。

(入札の方法)

第10条 当該業務委託にかかる入札は、書面による条件付一般競争入札の方法により行うものとする。

(入札の公告)

第11条 センターは、入札を実施しようとするときは、センターホームページに公告を掲載するものとする。

2 公告期間は、公告の日から開札の日までとする。

(入札説明書の掲載)

第12条 センターは、入札公告と合わせて、入札に係る日程、参加資格、留意点等を入札説明書としてセンターホームページに掲載するものとする。

(その他)

第13条 センターは、この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じ、その都度定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年5月10日から施行する。